

第3次知多市地域福祉計画

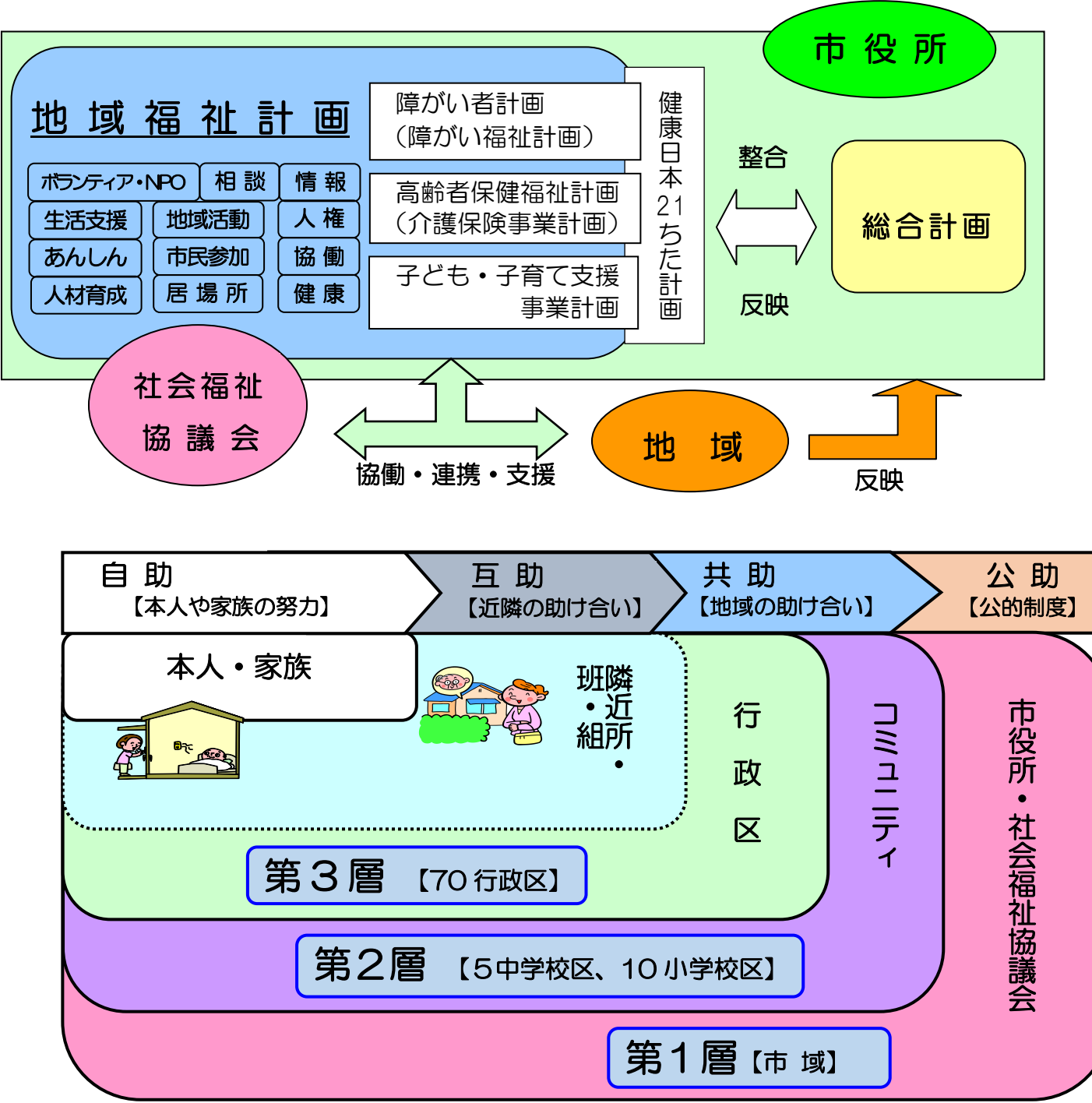
概要版

計画の位置づけと福祉圏域

知多市／知多市社会福祉協議会

第3次知多市地域福祉計画は、知多市民が自分たちの暮らす地域で、共に支え合いながら、自分らしく生活できるよう、広い視点で地域福祉の充実をめざすもので、第5次知多市総合計画の基本理念に即し、障がい者計画、高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康日本21 ちた計画などの福祉・保健分野の個別計画を総合的に推進するための計画です。また、市民、町内会、福祉関係団体などを支援する社会福祉協議会の活動も必要であることから、第2次計画と同様、社会福祉協議会の施策、事業も含めた一体計画とします。

本計画を実施するに当たり、第1層（市域）と第2層（5中学校区または10小学校区）、第3層（70行政区）の3つの圏域を設定し、地域の実情に合わせ取り組んでいきます。



計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

基本理念・基本目標・基本施策

●基本理念

「共に支え合い 住み慣れた地域で
安心して暮らせる まちづくり」

日々の暮らしの中で生じる様々な課題を解決していくため、市民、コミュニティ、福祉事業者、当事者団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、行政など地域にかかわるすべての力を合わせ、“共に支え合い”ながら、“住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり”を進めていくものです。

この基本理念は、本市がめざすべき地域福祉の方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き踏襲します。

●基本目標・基本施策

基本理念の実現をめざして、次の 5 つの基本目標と 13 の基本施策を定めて、施策・事業を展開していきます。

- I 市民本位の福祉サービス**

 - 1 情報提供・啓発の充実
 - 2 総合相談体制の充実
 - 3 福祉教育の充実
- II 市民の支え合い活動の活性化**

 - 1 助け合いの推進と暮らしやすいまちづくり
 - 2 ボランティア・NPO活動の担い手の養成
 - 3 活動・交流の拠点確保の支援
- III 誰もが参加できる健康・生きがいづくり**

 - 1 健康づくり・生きがいづくりと社会参加の創出
 - 2 子育て・若者支援の環境整備
- IV 連携のとれた施策・活動の推進**

 - 1 地域包括ケアシステムの構築
 - 2 災害時の要配慮者への支援
 - 3 地域における連携と協働の推進
- V 孤立しない・させない関係づくり**

 - 1 切れ目のないネットワークの構築
 - 2 権利擁護・虐待防止の推進

進行管理

計画の推進および進行管理は、コミュニティなど地域からの意見も取り入れながら、市と社会福祉協議会の連携会議や保健、医療、福祉関係団体で構成する保健福祉審議会、社会福祉協議会の理事会、評議員会で進行状況の審議・評価を行い、市民に公表します。

施策の体系

＜基本目標＞ 計画を支える5つの柱

＜基本施策＞ 第3次 方針（13）

＜事業名＞ 具体的に取り組む項目（32）

共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり

I 市民本位の福祉サービス

支援を必要とする人が、各種福祉サービスを適切に活用できる仕組づくりが必要です。多様な福祉サービスを通じて市民が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供、総合相談、権利擁護、福祉教育を推進します。

1 情報提供・啓発の充実

2 総合相談体制の充実

3 福祉教育の充実

(1) 様々な情報媒体による福祉情報の提供 (2) 福祉情報の集約化、共有化の推進 (3) すべての人が受け取りやすい福祉情報の提供

(1) 相談窓口のネットワークの強化 (2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の整備 (3) 専門職、コーディネーターの確保、育成

(1) 地域や家庭における福祉学習の推進 (2) 学校における福祉教育の充実 (3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念などの周知と啓発

II 市民の支え合い活動の活性化

地域福祉を実現するには、市民がお互いに理解し合い、交流し、地域の課題解決に取り組む意識を持つことが必要です。市民が隣近所・地域でのつながりを大切にし、支え合い活動を広げられるよう、活動の場づくり、意識啓発に努めます。

1 助け合いの推進と暮らしやすいまちづくり

2 ボランティア・NPO活動の担い手の養成

3 活動・交流の拠点確保の支援

(1) 多様な地域福祉活動の充実

(1) ボランティア・NPO活動の参加機会の提供 (2) ボランティアなどの人材育成

(1) 居場所の多様な拠点のあり方の研究 (2) 活動・交流の拠点整備の助成

III 誰もが参加できる健康・生きがいづくり

地域において、子ども、障がいのある方、高齢者、若者の各世代が健康でいきいきと暮らせるための環境づくりと意識づくりを推進します。

1 健康づくり・生きがいづくりと社会参加の創出

2 子育て・若者支援の環境整備

(1) 健康づくりと社会参加の促進 (2) 生きがいづくりと社会参加の促進 (3) 就労機会の拡充

(1) 市民協働による地域の子育て支援 (2) 学齢期の健全育成 (3) 不登校・ひきこもりの社会生活支援

IV 連携のとれた施策・活動の推進

地域包括ケアシステムや災害時支援の確立のために、地域に住むすべての方と保健・医療・福祉の関係機関が連携し機能的な仕組づくりを推進します。

1 地域包括ケアシステムの構築

2 災害時の要配慮者への支援

3 地域における連携と協働の推進

(1) 保健、医療、福祉の各専門機関の連携 (2) 地域と専門機関との連携 (3) 支援をつなぐコーディネート機能の充実

(1) 災害時要援護者支援制度の啓発と充実 (2) 地域防災訓練の支援 (3) 災害時のボランティアの支援体制の充実

(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進 (2) 住民組織と福祉関係団体などの連携と協働の推進

V 孤立しない・させない関係づくり

社会的に孤立している人の発見から支援まで地域全体でできる体制づくりを構築していきます。

1 切れ目のないネットワークの構築

2 権利擁護・虐待防止の推進

(1) 社会的に孤立している人の発見から支援までのネットワーク体制づくり (2) 社会的に孤立している人に対応する専門職の配置

(1) 権利擁護制度などの周知・利用支援 (2) 虐待の早期発見・ネットワーク体制の強化